

○岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

平成25年 2月12日

規則第6号

改正 平成27年 3月27日規則第22号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第2条)

平成28年 3月31日規則第32号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第2条)

平成29年 3月31日規則第31号

(岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第1条)

平成30年 3月31日規則第34号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第2条)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特別養護老人ホーム(第3条～第28条)

第3章 ユニット型特別養護老人ホーム(第29条～第37条)

第4章 地域密着型特別養護老人ホーム(第38条～第43条)

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第44条～第47条)

第6章 雑則(第48条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第56号。以下「条例」という。)第34条の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 特別養護老人ホーム

(職員の配置の基準)

第3条 条例第12条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法(当該特別養護老人ホームにおいて、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、特別養護老人ホームを新規に設置する場合又は休止後に再開する場合にあつては、推定数によるものとする。

3 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

- 4 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 6 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(職員の資格要件)

第4条 特別養護老人ホームの施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第5条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第31条第2項(第47条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホーム

を併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備の基準)

第6条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物とする。

(1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(次号において「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と協議の上、第27条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第27条第2項に規定する訓練は、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第13条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第13条第5項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応

じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア 地階に設けないこと。

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

オ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

カ ブザー又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室 次に定めるとおりとすること。

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号に定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備 次に定めるとおりとすること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所 次に定めるとおりとすること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を備えるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 次に定めるとおりとすること。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室 次に定めるとおりとすること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとすること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面

積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第3項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。)を2以上(防災上避難等に有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段(同条第2項に規定する避難階段をいう。以下同じ。)を有する場合は、1以上)有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及び当該居室、静養室等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。)により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあっては、2.7メートル以上)とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(設備の専用)

第7条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の責務)

第8条 特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施

状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に条例第14条並びに条例第15条において準用する条例第9条及び第10条並びに次条から第28条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第9条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第10条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(サービス提供困難時の対応)

第11条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居

宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。第4項において同じ。)を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況その他の必要な事項の把握に努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における日常生活の可能性について、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で定期的に協議しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、前項の協議の結果、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇計画)

第13条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、本人の同意を得て、当該入所者に係る処遇計画を作成するとともに、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(介護)

第14条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、褥瘡じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第15条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するとともに、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第17条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第18条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第19条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第20条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時等の対応)

第20条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第21条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第22条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第23条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合

意されている病院をいう。)を定めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている診療所をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第24条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第25条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により、地域との交流を図らなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第26条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他の必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、当該事実の分析をした改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。

(4) 職員に対し、事故発生防止のための研修を定期的実施すること。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第27条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける

とともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第28条 特別養護老人ホームは、職員、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 処遇計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 条例第14条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第15条において準用する条例第10条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第26条第2項の事故の状況及び処置についての記録

第3章 ユニット型特別養護老人ホーム

(趣旨)

第29条 前章(第3条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第30条 条例第18条第1項ただし書に規定する規則で定める建物については第6条第1項の規定を、条例第18条第2項に規定する規則で定める要件については第6条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号ア中「第27条第1項」とあるのは「第37条において準用する第27条第1項」と、同号イ中「第27条第2項」とあるのは「第37条において準用する第27条第2項」と読み替えるものとする。

2 条例第18条第5項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

ア 居室

- (ア) 地階に設けないこと。
- (イ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (ウ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (エ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (オ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (カ) ブザー又はこれに代わる設備を備えること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を備えるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 医務室 次に定めるとおりとすること。
- ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上避難等に有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすることができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第31条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を

夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第32条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(介護)

第33条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居

者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第36条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第37条 第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第16条、第18条から第20条の2まで及び第22条から第28条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第14条並びに条例第15条において準用する条例第9条及び第10条並びに次条から第28条まで」とあるのは「条例第19条並びに条例第20条において準用する条例第9条及び第10条並びに第31条から第36条まで並びに第37条において準用する第11条から第13条まで、第16条、第18条から第20条の2まで及び第22条から第28条まで」と、第28条第2項第3号中「条例第14条第5項」とあるのは「条例第19条第7項」と、同項第4号中「条例第15条」とあるのは「条例第20条」と、同項第5号中「第26条第2項」とあるのは「第37条において準用する第26条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 地域密着型特別養護老人ホーム

(趣旨)

第38条 前2章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(職員の配置の基準)

第39条 条例第22条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 1以上
- (4) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法(当該地域密着型特別養護老人ホー

ムにおいて当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。第5項及び第7項において同じ。)で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、地域密着型特別養護老人ホームを新規に設置する場合又は休止後に再開する場合にあっては、推定数によるものとする。

3 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。

5 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

6 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

8 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設は、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院(病床数100床以上のものに限る。) 栄養士

(5) 診療所 事務員その他の従業者

- 9 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 10 地域密着型特別養護老人ホームに岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第60条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号。次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等に医師を置かないことができる。
- 11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号。以下この項及び第13項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第21条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第62号。第13項において「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第9条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所に生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の従業者を置かないことができる。
- 12 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。
- 13 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第29条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第55条第

1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第17条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下この項において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第29条若しくは第55条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第17条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

14 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(設備の基準)

第40条 条例第23条第1項ただし書に規定する規則で定める建物については第6条第1項の規定を、条例第23条第2項に規定する規則で定める要件については第6条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号ア中「第27条第1項」とあるのは「第43条において準用する第27条第1項」と、同号イ中「第27条第2項」とあるのは「第43条において準用する第27条第2項」と読み替えるものとする。

2 条例第23条第5項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア 地階に設けないこと。

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

オ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

カ ブザー又はこれに代わる設備を備えること。

- (2) 静養室 次に定めるとおりとすること。
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号に定めるところによること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に定めるとおりとすること。
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 便所 次に定めるとおりとすること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を備えるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設ける場合に限り、医務室を設けることを要しない。
- (7) 調理室 次に定めるとおりとすること。
 - ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - イ サテライト型居住施設については、本体施設の調理室で調理し、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているとともに、簡易な調理設備を設ける場合に限り、調理室を設けることを要しない。
- (8) 介護職員室 次に定めるとおりとすること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとすること。
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。

- 3 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
 - (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上避難等に有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。
 - (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及び当該居室、静養室等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 4 前3項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 5 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(介護)

第41条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 5 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他の日常生活上の介護を適切に行わなければならない。
- 6 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

第42条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により、地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第43条 第4条、第5条、第7条から第13条まで、第15条から第24条まで及び第26条から第28条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第14条並びに条例第15条において準用する条例第9条及び第10条並びに次条から第28条まで」とあるのは「条例第24条において準用する条例第9条、第10条及び第14条並びに第41条及び第42条並びに第43条において準用する第9条から第13条まで、第15条から第24条まで及び第26条から第28条まで」と、第28条第2項第3号中「条例第14条第5項」とあるのは「条例第24条において準用する条例第14条第5

項」と、同項第4号中「条例第15条」とあるのは「条例第24条」と、同項第5号中「第26条第2項」とあるのは「第43条において準用する第26条第2項」と読み替えるものとする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

(趣旨)

第44条 第2章から前章まで(第39条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営の基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第45条 条例第26条第1項ただし書に規定する規則で定める建物については第6条第1項の規定を、条例第26条第2項に規定する規則で定める要件については第6条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号ア中「第27条第1項」とあるのは「第47条において準用する第27条第1項」と、同号イ中「第27条第2項」とあるのは「第47条において準用する第27条第2項」と読み替えるものとする。

2 条例第26条第5項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 地階に設けないこと。

(イ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(ウ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(エ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(オ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(カ) ブザー又はこれに代わる設備を備えること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設ける場合に限り、医務室を設けることを要しない。

(4) 調理室 次に定めるとおりとすること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設については、本体施設の調理室で調理し、運搬手段について衛生上適切な措置がなされている場合であって、簡易な調理設備を設けるとときに限り、調理室を設けることを要しない。

3 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上避難等に有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により

防災上有効に区画されていること。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

5 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(介護)

第46条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第47条 第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第16条、第18条から第20条の2まで、第22条から第24条まで、第26条から第28条まで、第31条、第32条、第34条から第36条まで及び第42条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第14条並びに条例第15条において準用する条例第9条及び第10条並びに次条から第28条まで」とあるのは「条例第27条において準用する条例第9条、第10条及び第19条並びに第46条並びに第47条において準用する第11条から第13条まで、第16条、第18条から第20条の2まで、第22条から第24条まで、第26条から第28条まで、第31条、第32条、第34条から第36条まで及び第42条」と、第28条第2項第3号中「条例第14条第5項」とあるのは「条例第27条において準用する条例第19条第7項」と、同項第4号中「条例第15条」とあるのは「条例第27条」と、同項第5号中「第26条第2項」とあるのは「第47条において準用する第26条第2項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第48条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)

については、第6条第3項第9号(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第40条第2項第9号(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。

3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。次項及び附則第5項において同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第3項第9号及び第40条第2項第9号の規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第3項第9号及び第40条第2項第9号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、

40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは診療病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における第6条、第30条、第40条及び第45条の規定の適用については、第6条第5項第1号中「1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること」、第30条第4項第1号中「1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすることができる」、第40条第4項第1号中「1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない」及び第45条第4項第1号中「1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。」とあるのは、「1.2メートル以上(中廊下にあつては、1.6メートル以上)とすること」と読み替えるものとする。

6 第28条第2項(第37条、第43条及び第47条において準用する場合を含む。)の規定は、この規則の施行の日以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録の保存期間については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月27日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第31号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 第1条の規定による改正前の岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則第39条第11項の規定

附 則(平成30年3月31日規則第34号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。